地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」 の一部改正について

標記について、「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」の一部改正について(平成22年6月18日付け保医発0618第1号)の別添の一部を下記のとおり改正し、令和4年11月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添 2 除菌前の感染診断(1)を次のとおり改める。
- (1) 除菌前の感染診断については、次の7項目の検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定できる。ただし、①から⑥までの検査の結果、ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。また、⑦の検査の結果、ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者について、胃粘膜に同感染症特有の所見が認められているなど、同感染症を強く疑う特有の所見がある場合に、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。なお、この場合において、医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
 - ① 迅速ウレアーゼ試験
 - ② 鏡検法
 - ③ 培養法
 - ④ 抗体測定
 - ⑤ 尿素呼気試験
 - ⑥ 糞便中抗原測定
 - ⑦ 核酸增幅法

◎「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」の一部改正について(平成22年6月18日付け保医発0618第1号)

改正後	現 行
別添	別添
 (略) 除菌前の感染診断 (1)除菌前の感染診断については、次の7項目の検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定できる。た 	1 (略) 2 除菌前の感染診断 (1)除菌前の感染診断については、次の6項目の検査法のうち いずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定できる。た
だし、①から⑥までの検査の結果、ヘリコバクター・ピロリ 陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を 実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。 <u>また、</u> ⑦の検査の結果、ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者 について、胃粘膜に同感染症特有の所見が認められているな	だし、検査の結果、ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。
ど、同感染症を強く疑う特有の所見がある場合に、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。なお、この場合において、医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	
①~⑥ (略) <u>⑦ 核酸增幅法</u> (2) (略)	①~⑥ (略) (新設) (2) (略)
3~8 (略)	3~8 (略)